

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人山武市社会福祉協議会

平成29年度 事業計画

【基本方針】

社会福祉法人制度改革として、社会福祉法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日から施行されます。

本協議会では、社会福祉法人の健全な運営に資するため、制度改革を的確に捉え、経営組織のあり方を見直しするとともに、事業運営の透明性の向上と財務規律の強化を図ります。

また、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指し、地域における福祉課題や生活課題の解決に向けた取り組みとそれを支える担い手づくりを強化し、次のことを重点に活動していきます。

【重点項目】

1. 高齢者が安心して生活することができる地域づくりの推進

生活支援体制整備事業をすすめるため生活支援コーディネーターを配置し、包括的な高齢者支援の体制づくりに努めます。

特に、地域に不足するサービスの創出等の資源開発と、関係者間の情報共有や生活支援の人材育成に取り組めます。

また、住民主体による高齢者の生活を支える生活支援サービスの活動を支援する仕組みづくりを進めます。

2. 生活支援活動への積極的な取り組み

地域における深刻な生活課題の解決に向けた事業に取り組めます。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業への取り組み

- ・生活・就労相談室に支援員を配置し、様々な理由により生活困窮状態となっている市民の相談を受け、本人の状態に応じた包括的な支援を推進します。

(2) 成年後見事業への取り組み

- ・さんむ成年後見支援センターでは、成年後見制度の周知と理解を深めるための広報・啓発活動を行い、利用に関する相談及び市民後見人養成講座修了した方へのフォローアップ研修を行います。また、引き続き法人後見業務を実施し、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方を保護し、地域で安心して暮らせるように支援します。

3. 災害時における支援体制の整備

近年多発している様々な災害に備え、災害時に被災者や避難者、高齢者等の支援が必要な方々に対し迅速な支援活動を行うために、幅広く関係機関と連携する災害支援体制の構築に努めます。

また、災害時の支援活動を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げと運営の訓練を実施し、円滑な現場対応ができるように職員の育成を図ります。

4. 社会福祉法人の健全な運営

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事を中心に事業を進めます。

また、事業運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理をするとともに、社会福祉法人の本旨に従い、地域における公益的な事業に取り組みます。

【事業実施計画表】

1. 第2次地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画に基づき事業を実施し、多様な地域福祉活動や市民活動の活性化に努めます。

事業内容	主な実施事業
(1) 第2次地域福祉活動計画の推進	①山武市地域福祉活動計画推進委員会 ②計画の実践・評価・見直し体制の強化 ③行政や福祉関係団体等との連携による計画の推進 ④研修会・住民福祉座談会等の開催

2. 広報・啓発活動の強化

地域福祉活動への市民の理解・参加を促進するための情報を計画的に発信します。また、担い手の確保に努めます。

事業内容	主な実施事業
(1) 広報・啓発活動の実施	①広報誌の発行（年4回） ②リーフレット・チラシの作成 ③ホームページの充実 ④社会福祉大会の開催 ⑤福祉イベントの開催

3. 地域福祉の推進

生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの創出や地域資源の調整及び開発など、市民を中心とした地域福祉活動やボランティア活動の推進に努めます。また、関係者間の情報共有やサービス提供事業所間の連携体制づくりを進め、地域で支え合う担い手の確保と体制づくりに取り組みます。

事業内容	主な実施事業
(1) 地域福祉活動の推進	①地区社協活動の支援 ②ふれあいいいききサロンの支援 ③地域みまもりサービス事業の実施 ④家族ふれあい事業の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤福祉活動団体の支援 ⑥福祉のこころづくり講座の開催 ⑦チャリティイベントの開催 ⑧マイクロバスの貸出 ⑨物品の貸出
(2) 生活支援体制及び住民主体の支援活動の推進（重点項目）	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の支え合い体制づくり ②担い手の知識・スキル向上の研修の実施 ③関係者間の情報共有及び連携・協働による取り組みの推進 ④生活支援サービスの活動を支援する仕組みづくり
(3) ボランティア・市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動のコーディネート ②ボランティア講座の開催 ③ボランティア活動の広報・啓発 ④災害時におけるボランティア活動の推進 ⑤ボランティア活動費の助成 ⑥ボランティア保険の受付 ⑦おもちゃ図書館の開館
(4) 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉教育活動費の助成 ②福祉教材の貸出 ③福祉体験学習の開催

4. 在宅福祉の推進

誰もが、自ら住むまちを安心して暮らせるまちにするため、地域課題を共有化し、市民同士がたすけあう仕組みづくりに努めます。

事業内容	主な実施事業
(1) 住民参加型在宅福祉サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉輸送サービス事業の実施 ②住民参加型在宅福祉（家事援助）サービス事業の実施
(2) 介護保険・障害者総合支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険訪問介護員派遣事業の実施 ②障害者総合支援訪問介護員派遣事業の実施

5. 総合的な相談、援助活動の推進

複雑多様化する地域の福祉課題や市民の生活課題の解決に取り組むための事業を推進します。

事業内容	主な実施事業
(1) 心配ごと相談事業の推進	①心配ごと相談・法律相談事業の実施
(2) 各種資金の貸付等	①福祉資金の貸付 ②生活福祉資金の貸付 ③特別応急援護費の交付
(3) 福祉サービス利用援助事業の推進	①日常生活自立支援事業の実施
(4) 日常生活支援事業の推進	①有料配食サービス事業の実施 ②福祉カー貸付事業の実施 ③福祉用具等貸出事業の実施 ④介護者リフレッシュ事業の実施 ⑤みんなの介護スクール事業の実施 ⑥おとこの料理教室事業の実施 ⑦歳末たすけあい事業の実施 ⑧外出困難者生活支援事業の支援
(5) 災害当事者への見舞金の交付	①交通遺児援護基金による見舞金等の交付 ②社協災害見舞金の交付
(6) 生活支援活動への取り組み（重点項目）	①生活困窮者自立相談支援事業の実施 ②成年後見事業の実施

6. 災害時における支援体制の整備

災害時に高齢者や障害者等支援が必要とされる方々に対し、迅速に支援するため、行政や関係機関と連携し今後の災害支援体制の構築に努めます。

また、災害ボランティアセンターの運営に必要な訓練を実施するなど、円滑に設置・運営ができる体制づくりに努めます。

事業内容	主な実施事業
(1) 災害対策と災害当事者への支援事業の実施（重点項目）	①防災ネットワークの構築 ②災害時初動体制の確立 ③災害ボランティアセンターの立上げ訓練 ④千葉県内社協災害時の相互支援協定に基づく活動

7. 指定管理者制度施設の経営

目的に沿った施設の管理、経営に努めます。また、民間性を活かし事業効果の向上を図ります。指定期間（平成 29 年度から平成 33 年度）

事業内容	主な実施事業
(1) 山武市福祉作業所の経営	①福祉作業所の管理、経営 ②自立支援施設としての事業所運営の推進
(2) 山武市簡易マザーズホームの経営	①簡易マザーズホームの管理、経営 ②療育指導の拡充と利用の促進
(3) 山武市山武福祉センターの経営	①山武福祉センターの管理、経営
(4) 山武市成東老人福祉センターの経営	①成東老人福祉センターの管理、経営 ②高齢者の各種講座の開設等

8. 社協の基盤強化

地域福祉事業を推進するためには、社協の基盤強化を図る必要があります。理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事を中心に事業を進めます。更に、地域福祉活動をとおして市民への認知度を高めるとともに、会員の増員や会費の増額など自主財源の確保に努め、運営面、財政面の基盤強化に努めていきます。

事業内容	主な実施事業
(1) 組織の運営 (重点項目)	①理事会の開催 ②評議員会の開催 ③監事による監査 ④委員会の開催
(2) 苦情解決相談の受付	①福祉サービスに対する苦情解決の実施
(3) 会員募集の実施	①一般会員の募集 ②賛助会員、特別会員の募集
(4) 共同募金運動・日本赤十字社社資募集運動への協力	①赤い羽根共同募金運動の実施 ②歳末たすけあい募金運動の実施 ③日本赤十字社社資募集運動の実施
(5) 関係団体支援事業及び連携強化	①市民生委員児童委員協議会 ②市ボランティア連絡協議会 ③市区長会 ④市身体障害者福祉会 ⑤市手をつなぐ親の会 ⑥市ゴールドクラブ連合会 ⑦市赤十字奉仕団 ⑧その他協力団体との連絡調整
(6) 社協役職員研修の実施	①国・県・県社協等の研修や会議への参加 ②先進地視察研修の実施 ③職員研修の実施
(7) 社協体制の基盤整備	①事務所の検討